

千葉港 港湾計画 一部変更

平成24年3月12日
交通政策審議会
第48回港湾分科会
資料 1-4

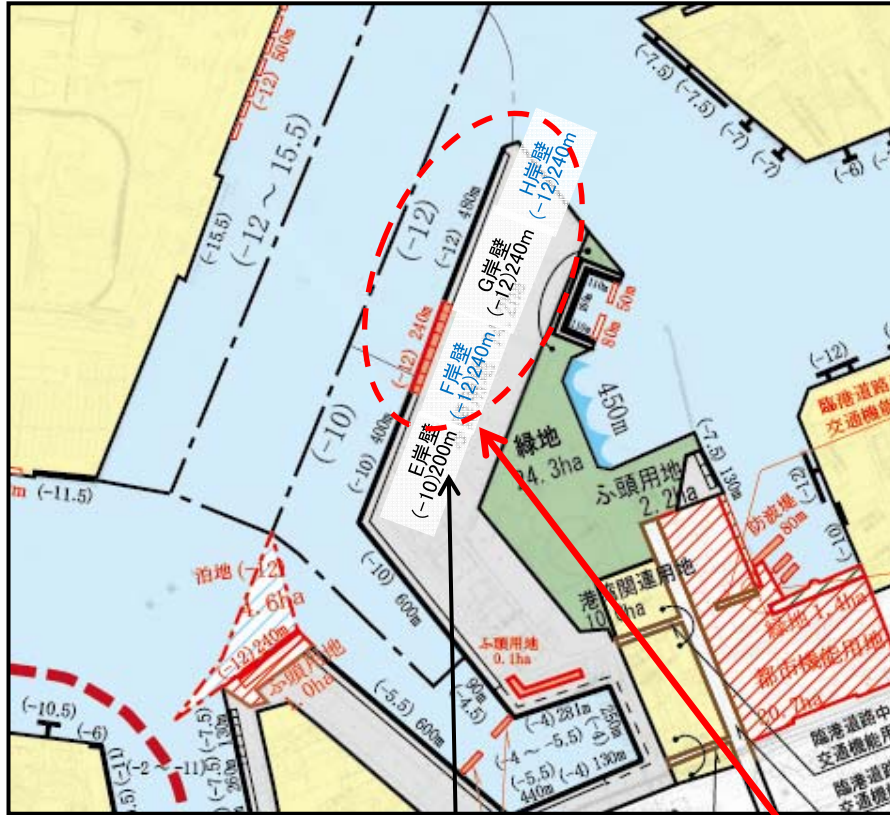


今回計画変更箇所

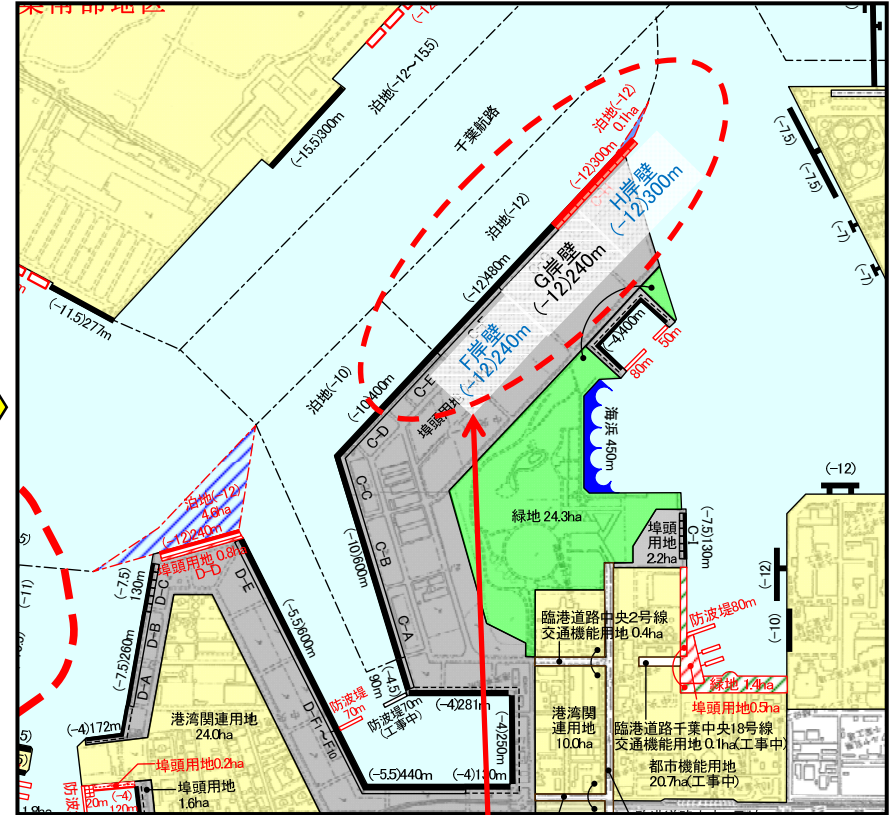
2010.12撮影

港湾計画一部変更の概要（千葉中央地区）

【既定計画】



【今回計画】



現在の利用状況

千葉中央地区(千葉中央埠頭)F,G,H岸壁(-12m×3B)

○平成22年 取扱実績

F、H岸壁 完成自動車 173万トン 等

G岸壁 コンテナ貨物 57万トン

○5万GT以上の自動車専用船は、F岸壁(-12m)240mからE岸壁(-10m)200m(非金属鉱物等を取扱う)にかけて係留されており、**減載入港**を余儀なくされている。

千葉中央地区(千葉中央埠頭)F,G,H岸壁(-12m×3B)

○自動車専用船の減載入港を解消し、現在入港している最大船型の7万GT級自動車専用船に対応するため、H岸壁の延伸及び前面泊地の浚渫を計画。

H岸壁 (-12m)240m ⇒ (-12m)300m

泊地 (-12m)0.1ha(新規計画)

○既定計画において耐震強化岸壁が計画されているF岸壁は利用頻度が高く耐震化工事が困難であることから、耐震強化岸壁の早期整備を図るため、位置を変更。

耐震強化岸壁 F岸壁 ⇒ H岸壁

千葉港の自動車取扱いの隘路

- 千葉港における完成自動車の輸入量は国内3位で、そのほとんどが千葉中央地区千葉中央埠頭F、H岸壁で取扱われている。
- 千葉港に入港する外航自動車専用船45隻(H22年実績)のうち91%(隻数ベース)が5万GT以上であり、これらはE岸壁にはみ出して係留しており、減載入港を余儀なくされている。
- 自動車専用船は世界的に大型化が進んでおり、5万GT級の自動車専用船は、2011年には就航隻数ベースで約47%まで増加してきている。



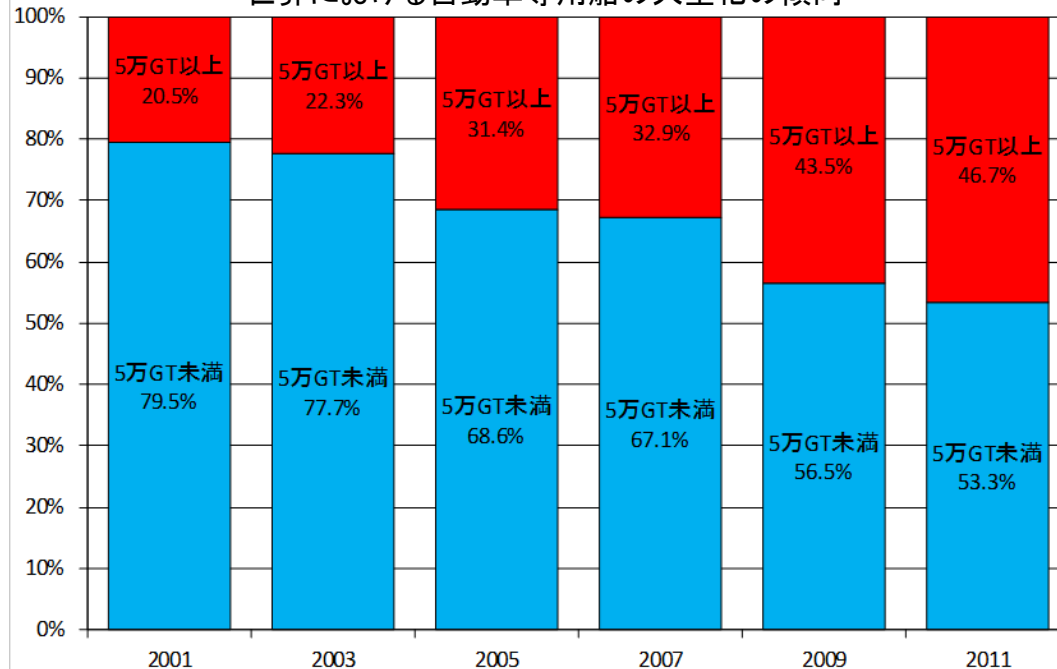
我が国における自動車港湾の完成自動車取扱状況 (単位:千トン)

輸入順位	港湾名	港湾取扱貨物量(完成自動車)(2009)					
		輸入	全国シェア	輸出	移入	移出	総計
1	三河	788	34.5%	7,443	2,628	2,748	13,607
2	横浜	475	20.8%	9,438	1,600	1,465	12,977
3	千葉	345 (334)	15.1% (14.6%)	737 (0)	2,832 (1,105)	741 (33)	4,655 (1,472)
4	名古屋	255	11.2%	17,990	7,371	17,693	43,308
5	博多	149	6.5%	960	1,203	294	2,606
6	茨城(日立)	140	6.1%	0	470	1,899	2,509
7	神戸	50	2.2%	1,931	737	176	2,893
8	三田尻	29	1.3%	3,263	171	371	3,835
9	東京	20	0.9%	88	927	1,928	2,962
10	川崎	17	0.7%	2,612	742	1,191	4,562
	その他港湾	15	0.7%	7,652	11,127	12,965	41,685
	全国計	2,282	100.0%	52,115	29,807	41,470	135,601

※() は内数。千葉中央地区中央埠頭F、H岸壁における取扱貨物量。

出典: 港湾統計年報(2009年)

世界における自動車専用船の大型化の傾向

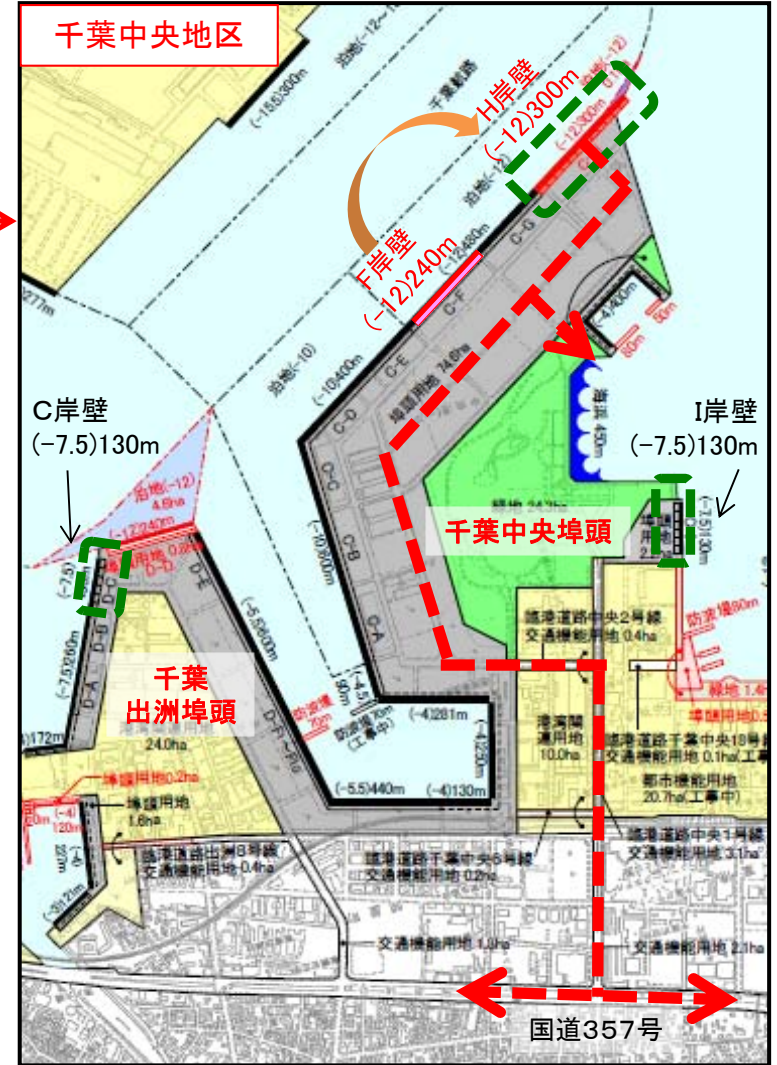
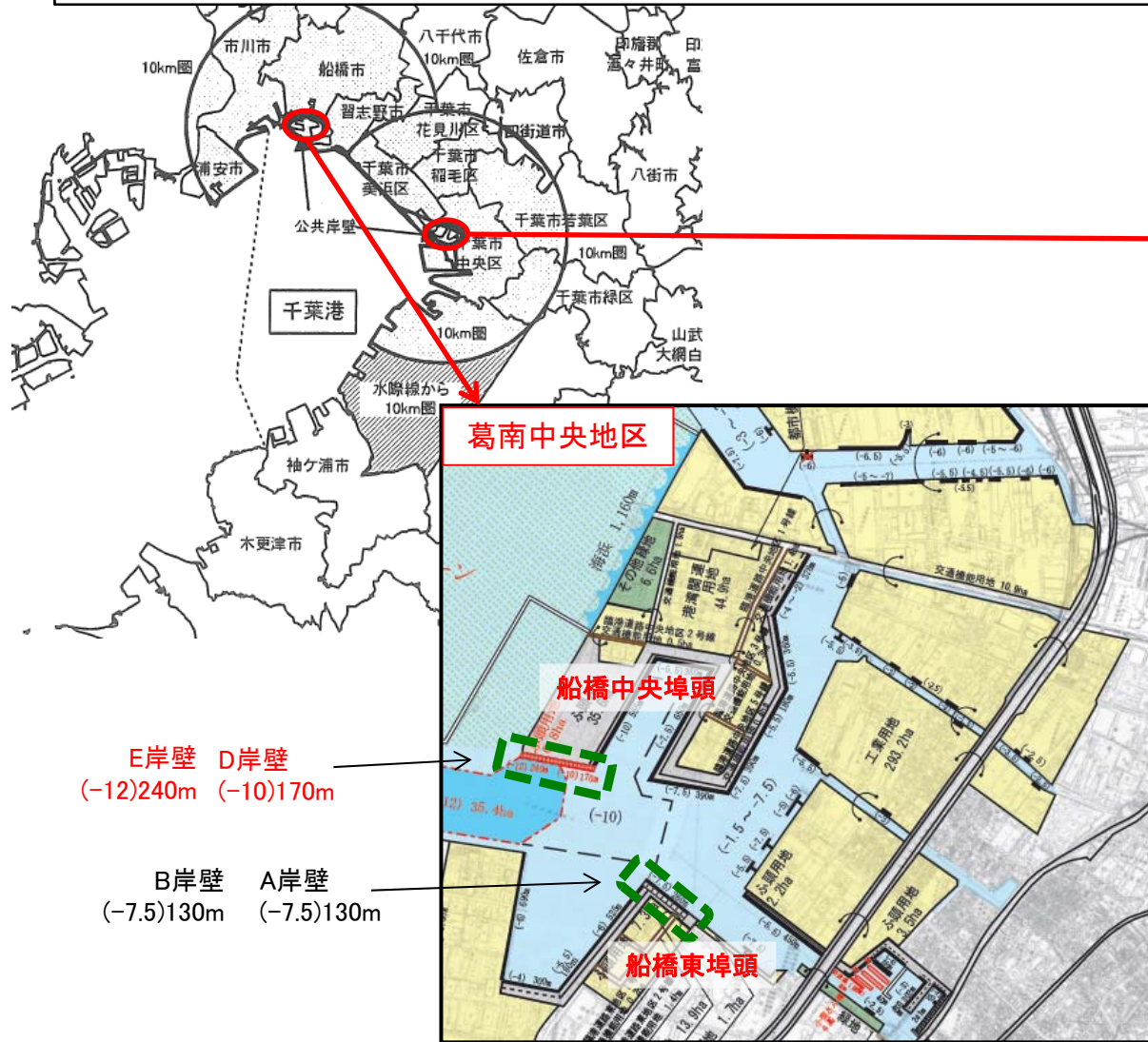


注: 各年の集計値は12月時点。ただし、2011年は4月時点。

出典: Lloyd's データより国土交通省港湾局作成

千葉港の耐震強化岸壁の配置

- 千葉港には、背後圏の人口を考慮して、7バース(葛南中央地区4バース、千葉中央地区3バース)の耐震強化岸壁(緊急物資輸送用)が計画されており、そのうち4バースが整備されている。
- 今回計画において千葉中央地区の耐震強化岸壁の位置を変更しても、耐震強化岸壁から背後の緑地へのアクセス及び緊急物資輸送については大きく不利になることはない。



確認の視点

確認事項	国としての確認の視点
	基本方針※
完成自動車の輸送機能の強化	<p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築</p> <p>(1) 海上輸送網の基盤の強化</p> <p>② <u>バルク貨物等の輸送の強化</u></p> <p><u>臨海部や内陸部における企業立地、船舶の大型化等に適切に対応し、効率的で安全性・信頼性が高く、環境負荷の小さい輸送サービスを提供できるように、大水深の国際物流ターミナルを整備するとともに、バルク貨物等の輸送、保管、荷さばき等に係る機能を強化する。</u></p>
耐震強化岸壁の配置	<p>II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化</p> <p>7 大規模地震対策施設</p> <p><u>大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資、避難者等を輸送するための機能を確保するべく、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震災害の切迫性、地理的条件、港湾の利用状況、緊急輸送道路網等背後地へのアクセスの状況等を考慮して、大規模地震対策施設を適切に配置する。</u>また、大規模地震対策施設は、耐震強化岸壁と、緊急物資の保管や被災者の避難等に資する広場、市街地と港湾を連絡する道路等を一体的に備える。</p>

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月15日施行)